

栃木県芸術祭参加公演参加要領

1. 趣 旨

栃木県芸術祭ホール部門運営細則の公演第2項に基づき県芸術祭参加公演を希望する団体で、次の要件を満たす団体を芸術祭参加とし、これらの団体の創作活動を奨励し、あわせて広く県民に芸術鑑賞の機会を提供する。

2. 参加公演団体の資格要件

- (1) 県芸術祭ホール部門の各部会の推薦を受けた団体で、運営委員会が芸術祭にふさわしいものとして参加を認めたものとする。
- (2) 公演の対象は広く県民に公開するものとする。
- (3) 種目はホール（公民館、公会堂等）を使用して公開するものとする。
- (4) 期間は芸術祭期間中とし、おおむね10月1日から11月末日の2ヵ月間とする。
- (5) 入場料の有無は問わないものとする。

3. 名称の掲示

参加公演を認められた団体は「栃木県芸術祭参加公演」の名称を必ず掲示するものとする。

4. その他

その他この事業に必要な事項については関係者と協議のうえ決定する。